

上海における中小企業の発展研究

A STUDY TO THE DEVELOPMENT OF SMALL AND MEDIUM-SIZED ENTERPRISES IN SHANGHAI

劉 岩

目 次

序章	
第1節	はじめに
第2節	本稿のねらい
第一章	中国における中小企業の重要な地位
第1節	中小企業の定義
第2節	中国中小企業の特徴
第3節	中国における中小企業の重要な役割
第二章	上海中小企業の現状
第1節	上海市中小企業発展の歴史的沿革
第2節	上海中小企業の現状
第三章	国有中小企業の改革の実態
第1節	改革の八段階
第2節	国有中小企業改革の三形態と内容
第四章	楊浦区中小企業改革の実態と問題点
第1節	調査対象の基本状況
第2節	改革の現状及び過程
第3節	企業改革の問題点
第五章	中小企業の資金調達問題
第1節	資金調達難の原因
第2節	資金調達問題の解決
第六章	中小企業今後の発展に向けて
第1節	国有企業改革の深化
第2節	中小企業の競争力の育成
第3節	失業（下岡）問題の確実な解決
終章	まとめと今度の課題
注	
	参考文献一覧
	参考資料

序章

第1節 はじめに

上海は中国の経済中心である。従来、上海の経済は大企業中心で運営されていたが、改革開放政策以降、システム転換の下で、中小企業が復活しつつである。この結果、中小企業も上海経済発展の主要な力になった。ちなみに、上海中小企業は企業総数の約91%を占め、中小企業で、従業員も610万人に達して、上海市従業員数の80%以上を占めている。このため、就職の面では、中小企業は上海一番大きな受け皿になっている。中小企業の発展は上海経済の発展に重要な役割を持つ。

このように中小企業は上海経済の基盤といえるが、中小企業が発展すれば、上海市の経済も順調に発展できる可能性を持っている。さらに、現段階では、上海市の「下岡」（レイオフ）の問題も深刻しているが、下岡問題の深刻化は、治安を悪化させ、社会を不安定にする要因となっている。中小企業の発展は、下岡人員を受け入れ、最就業の問題を解決して、社会の安定にも保証できる。

近年来、上海市中小企業の発展は注目を浴びている。この上海の中小企業については中国、日本でも一定の研究成果があがってきている。上海は、国有企業をはじめとして各種企業が集中している地域である。このため、上海の中小企業の発展についての研究は中国では先進性を持ち、全国の中小企業の発展に参考となると考えられる。

本稿は上海市中小企業の発展特に国有中小企業の改革を中心として、楊浦区の国有中小企業改革

の分析を基礎とする。ここでの国有中小企業改革成功の事例と失敗の事例を纏めて、上海市国有中小企業改革の経験と不足を明らかにしたい。また合わせて中小企業が直面する諸問題及び発展について述べていく。特に中小企業が直面する金融問題を中心として展開することにする。

第2節 本稿のねらい

中国の中小企業、特に、上海の国有中小企業については、すでに一定の研究成果があがっている。以下でこれらを取り上げていく。

塚本隆敏『現代中国の中小企業』（2003）は中国中小企業の現状及び中小企業発展における外部環境問題について述べた。中小企業政策の視角から出発して、中小企業発展の政策課題を分析した。中国における中小企業に対して、「中小企業白書」と「中華人民共和国中小企業促進法」などにみられる中小企業政策を打ち出す意義と中小企業発展中の政策対応不足等諸問題が取り扱われている。

谷源洋他『中国の中小企業改革の現状と課題』（2003）は中国の中小企業の現状と、国有中小企業改革の変動及び直面する問題を明らかにした。そして、国有企業改革の概観と株式合作制（改革の方式の一つ）について詳細な分析を行った。

李永水他『中国中小企業』（2002）、佟光零著『中国中小企業融資問題研究』（2001）、胡遲『中小企業融資：信用担保』（2000）、馬文勝他『建立和完善中小企業的担保体系』（2000）は中小企業資金調達の問題、解決方法などについて論じた。

付建華他『上海中小企業発展戦略研究』（1998）は上海市中小企業の歴史と現状について分析した上で、上海市における中小企業の展望及び中小企業面する金融、政策、技術革新諸問題が取り上げられている。

最後に、孫強『面向未來的選択』（2002）は上海市国有中小企業を中心対象として考察した。国有中小企業の上海市経済発展における役割、上海市における国有中小企業発展の過程、現状と国有中小企業の重要性等について説明した。

本稿は、上記の先行研究を踏まえた上で、上海市中小企業、特に同市楊浦区の国有中小企業改革

について分析する。そして、以上の著作に述べられた理論を検討した上で、楊浦区における国有中小企業の実態に触れ、上海市中小企業改革の実態、経験及び問題点を明らかにしたい。

なお、中小企業の発展に関しては、国有企業の改革に注目し、それについて考察する論説は多い。本稿は上海市の楊浦区の中小企業改革の実情分析に基づいて、上海市国有中小企業改革の実態、経験と不足点に焦点を当てる。とりわけ、国有中小企業改革が直面する重要な問題——資金調達問題について重点的に取り上げる。

第一章 中国における中小企業の重要な地位

一般に書籍、雑誌、新聞記事で紹介されている中国企業情報は、日系企業、外資系企業、一部の中国優良国有大企業についてのものである。また、その地区も珠江及び長江デルタ地区、その他沿海先進地区の成功例に偏っている。しかし中国の大部分の企業は中小企業で、中には自主独立性の高い優良企業も見られるが、多くは国際競争力が弱く様々な問題を抱えている。

中国では中小企業の数が全国の企業総数の99%を占め、すでに1000万を超えていて、都市部の就業人口の75%が中小企業に就業している。輸出額は全体の6割前後を占め、全国工業総生産と税込み利益総額でそれぞれ60%、40%を占めている。中小企業が提供する就業機会も都市就業者数の約75%に達している。（注1）このため、中小企業の革新能力を向上させて健全な発展を促すことは第10次五年計画（2001～2005年）の目標となっている。その実現に向け、経済の持続的発展と社会の安定を維持し、社会の多方面からの需要を満足させて、労働者の就業機会を創出し、社会主義市場経済体制を整備することには重要な意義がある。

第1節 中小企業の定義

中小企業を研究するには、まず、中小企業とは何かを理解しておく必要がある。中小企業の定義に関する国際的な統一基準はない。ある国は企業の資産額あるいは販売額によって中小企業を区分し、ある国は雇用者数で区分している。また、経済の発展水準によっても中小企業に対する定義が異なる。

(1) 中小企業の基準設定

新中国が誕生して50数年、中小企業の基準設定について、以下見られるように数次にわたる調整が行われた。

2003年3月、国務院は、『中小企業標準暫行規定』を発表した。1998年公布した『大中小型工業企業劃分標準』は同時に廃止された。本規定でまだ標準を画定しない業種に対して、今年度の全国調査によると新しい画定標準を補充することとなった。(注2)表1-1(参照)

(2) 中国中小企業の基準設定の特徴

中国中小企業の基準設定は、上述したように2003年まで8次に渡る区分基準の設定・改正・補足の歴史的変遷を経た。これには次の四つの特徴が見出せる。第一には、設定基準の変更が迅速であったこと。50年間に計8回変更された。第二には、適用範囲が広げられたこと。企業の規模基準は、主として工業に適用されただけではなくて、商業・交通運輸業・建築業及びその他サービス業にも拡大されて適用された。「国営企業第二次利改税試行弁法」が公布されてはじめて、公共工業・小売業・物資回収業などにも適用される基準が設定された。第三には、企業規模区分がますます細分化された。第四に、規模区分の基準値がたえず上昇していた。

第2節 中国中小企業の特徴

以下では中国中小企業の特徴を述べていく。

(1) 中小企業は新しい概念であってしかも誕生したばかりである。

また経済の移行は国有企業の民営化の歴史でもある。元来は个体戸(注3)、郷鎮(注4)、私営企業が中小企業であった。

所有制の種類は、国有、集団所有、私営・個人経営、中外合資、聯営、その他の6種類に区別されている。(注5)

(2) 中小企業促進法が制定されたが具体的施策とその実施はまだ検討段階である。

(3) 政府の「摺大放小」政策は一面では功を奏しているが他方では問題を抱えている。即ち政府は少数の国有大企業を国家戦略として育成・強化し、中小企業は市場原理に委ねて政府は管理しないという政策を取っている。ただし放小は中小企業支援を行わないということではないが、現在は正しい放小が行われていないと思われる。

(4) 中国の中小企業の比較優位性は資源面に立脚しているから、競争的市場経済においてある程度利益獲得力があり、より多くの社会的富を創造することができる。(注6)

(5) 中小企業は大企業より多くの富を提供しているため、経済成長と国民生活水準の向上に大きな役割を担っている。(注7)

第3節 中国における中小企業の重要な地位と役割

近年、中国の中小企業の重要性は以下の5点に要約された形で認められている。

(1) 中小企業の発展は就業圧力の緩和に有利である。

(2) 中小企業の発展は国民経済の持続的発展に有利である。

(3) 中小企業の発展は市場経済体制の整備と経済構造の調整に有利である。

(4) 中小企業の発展はWTO加盟後の中国経済に有利である。

(5) 中小企業の発展は西部大開発の推進に有利である。

現在、中国の中小企業は投資主体によって国有中小企業と非国有中小企業の2種類に分類される。非国有中小企業には集体所有制の中小企業、私営中小企業、外資による中小企業、株式合作制(注8)の中小企業などが含まれる。

中小企業は中国経済において生産、雇用、輸出、地方財政収入などの面で重要な役割を果たしている。

2000年の全国工業生産高のうち、小型企業が42.8%、中型企業が12.5%を占めている。雇用面では、農村部の余剰労働者や国有企業改革に伴って放出された余剰人員の受け皿となっている。改革開放以来、農業部門から転出した2.5億人の労働力の大半は中小企業に就職した。工業部門における新規の雇用増加8,000万人のうち、75%が中小企業におけるものである。現在、全国工業部門の雇用者数1.4億人のうち、小型企業の雇用者数は1.05億人で全体の75%を占める。(注9)

中小企業は常に改革の実験場でもある。大型企業の改革に比べ、中小企業の方がコストが安く、社会に与える影響も小さい。請負制、リース、合弁、破産(注10)など企業改革の多くの手法は中小企業で実験してから広めていったものが多い。

中国政府は、2001年からスタートした第10次5ヵ年計画で戦略的構造調整計画を打ち出した。同年12月にはWTO加盟が実現した。構造調整と外国との競争激化の波が押し寄せている。国有企業の余剰人員の受け皿という中小企業の役割が益々重要となっているばかりでなく、中小企業にとっても更なる発展に向けた挑戦が待ち受けている。この意味で、中小企業の動向は、中国経済の構造改革の成否と安定成長の確保にとって重要な鍵である。

第二章 上海中小企業の発展

第1節 上海市中小企業発展の歴史的沿革

上海の経済も建国以来、全国的な状況と同じように四段階を分けて発展してきた。この四段階は各々の特徴を持っているため、以下でこれをまとめる。

第一段階： 国民経済回復期(1949～1952年)

新中華人民共和国が設立する初期で、短期的に停滞する状態にあった国民経済を回復するために、中国共産党中央は一連の経済政策と商工業調整の措置を取った。この時期、中小企業特に私営企業は大きな発展を収めた。

1950年、中国共産党第七回三中全会が開幕した。会議では工商業調整の具体的な措置を決められた。

それらは主として六つの分野にわたる政策から成り立っていた。1) 私営企業の加工と製品販売に対するルートを拡大し、企業の生産を回復させ維持していく。2) 部分国営商業企業を縮小して、私営企業にできるだけ大きな発展空間を提供する。3) 財政保証を前提とした上で、適度に私営企業の税収を減少する。4) 銀行は私営企業に資金を支援して、私営企業に対する貸付額を拡大する。5) 私営企業に対する経営範囲の制限を広げる。6) 労資関係を調整し、私営企業の生産と経営のコストを合理的な範囲内でコントロールするように保証する。

この結果、三年近くの調整期間を経てから、商工業における各調整措置は明らかな効果をもたらした。

第二段階： 社会主義改造期(1953～1957年)

短時間の調整で、社会主義時代への橋渡しをするための路線が提出された。私営の中型企業は公私混合経営(以下合営とする)を実行して、小商業と小手工業を営む組織は集体企業に転換された。また、各地方政府の投資で国有中小企業が成立した。

国民経済を回復するという基本任務は完成して、全国経済も好転したため、中央は私営中小企業の公私合営化、手作業の合作化、国有中小企業発展の促進など新しい指導政策を打ち出した。1954年、当時の政務院は『公私合営企業暫行条例』を公布した。まず内部改革、次に公私合営、そして最後に全業界に及ぶ全面的な合営を実現する方策を実行した。

第三段階： 大躍進と文化大革命期(1958～1977年)

誤った経済路線の影響で、1958～1960年の大躍進期、全民大興企業(注11)という民衆性運動が出現した。現実状況と経済発展の規律を無視し、地方工業小企業をたくさん作り、中小企業が急速に膨張していた。この時期、上海各区県属(注12)の向上は一番多い時には2,166社に達して、社員は8万人余りになった。生産力は低下し、工業構造はアンバランスになって、経済利益は大幅に下げた。1958～1960年、工業労働生産率は7.8%下

がった。

誤った経済政策の指導によって、中小企業の発展は畸形的状態に陥った。このため文革終了後には、大規模の調整を行うことが必要とされた。

“文化大革命”期間で、大企業は半操業停止の状態になったが、中小企業特に町の集体企業には発展のチャンスもあった。

第四段階： 改革開放期（1978～現在）

改革開放以降、全国経済の重心は現代化へ向けた経済建設に移転した。この時期の中小企業は早い発展した。特に1992年に鄧小平が南方視察の講話を発表して以来、多種の形式を取り中小企業は発展した。

1978年12月、中国共産党の第十一回三中全会以降、中国は全面的な経済体制改革と対外開放を行った。20年近くの改革深化を通して、伝統的な計画経済から市場経済に転換して、中小企業の所有制構成も多様化してきている。国有、集体、街道、郷鎮、株式制（株式合作制）、三資（注13）、国有民営、私営、个体戸など盛んになった。上海では、1995年まで上海の区県中小企業の総数は2.3万、従業員は184.09万人に達した。1996年に、上海工業で中小企業は14168個、従業員数は170.3万人。独立法人の商業卸業、小売機構は4万家余り、飲食業を含めた従業員は145万人余りとなった。この時期に、中小企業は単一所有制から多様な形態を発展した。また、小企業領域で国有企業は相対的に減少して、非国有企業が主導的地位を占めるようになった。

現在から見ると、当時の中国経済は計画経済から市場経済への転換する期と言える。この転換の過程では、マクロ的経済波動と経済体制の制約は中小企業発展の主要な要因でなくなっている。むしろ中小企業に必要な経済的基盤をいかに作るかということが重要な問題の一つである。中小企業の範囲は広くて、状況も複雑であるため、中小企業の発展はマクロ経済、体制などに影響されるばかりではなくて、政府の政策と市場環境にも直接の影響を受ける。だから、政府と社会各方面は中小企業の発展に良い環境を作り、政策環境、市場環境、社会的サービス環境等を含めた、中小企業

発展の基礎をつくらなければならないといえよう。

第2節 上海中小企業の現状

従来、上海の経済は大企業中心で運営されていたのが、改革開放政策以降、システム転換に伴い、中小企業が復活しつつある。中小企業も上海経済発展の主要な力になった。上海の中小企業は企業総数の約91%を占め、その中で、商業貿易約25.4万社、サービス業6.6万者、建築業9,300者、交通運輸業3,400者、農業2,000者、工業7.4万者である。工業のうち、国有小企業は約11.7%を占め、赤字企業は約12.7%を占める。（注14）

中小企業では、従業員総数も610万人に達して、上海市における従業員数の80%以上を占め、就職の面で、中小企業は上海雇用の一番最大の受け皿になった。

中小企業の資本金は3,500億元、年営業収入は7,000億元余り。中小企業は上海市の産業構造と技術革新方面で大きな役割を果たしている。2000年年末まで、上海市科学技術型小企業は9,500家あまりに達して、上海市科学技術型企业総数の88.5%を占めている。

こうした全国的な中小企業の大まかな歴史過程の下で、現段階の上海における中小企業の現状をみると、第一に、量的な変化はあまりみられず、所有構造が多様化してきている。第二に、社会的に労働力を吸収する能力が減少してきているが、就業の絶対数は依然と高い比率になっている。第三に、経済効率が工業企業で鈍化してきているが、とりわけ小企業は非常にその落ち込みが大きい。小企業の従業員が第二次産業から第三次産業のサービス業に大きく転換していることがわかる。そして、第四に、伝統的な加工工業（軽工業部門の自転車・ミシンなど）が厳しい経済状況におかれているが、都市型産業は活発化している。都市型産業とは、輸送用機械、通信・電子、精密化学、新型建材、アパレル、食品加工などである。とりわけ、小企業の場合、医薬品製造業、食品加工業、プラスチック製造業、印刷業が多い。（注15）

上海市において非国有制企業（主に私営企業、個人企業、外資企業のことを指す）の比率は約16

%に達して、非公有制中小企業の発展の影響力も無視できなくなっている。その中で、外資系（香港・マカオ・台湾も含む）企業の比率がまだ低い状況は上海市国際都市の発展と似合わない面である。

第三章 国有中小企業の改革の実態

上海の国有中小企業の改革には長い時間がかかった。計画経済の下で、「中小企業産権不分」、「所有者不在」の状態になり、さらに国営方式の管理方法が企業の発展を遅らせた。80年代中頃には企業機能は硬直化し、企業は深刻な苦境に陥った。1984年10月、「中共中央関与経済体制改革的決定」が公布された。上海企業は股份制を試したが、当時改革の重点はほとんど大企業に集中していた。90年代に入って、中小企業改革と発展の問題は再び注視された。

現在、上海中小企業改革主な内容は、「放権讓利」（経営権と利益を企業に譲るということ）、「経営請負責任制」、「経営方式の転換」、「現代企業制度の建立」等であり、改革の主たる形態は、請負、合弁、破産等である。

なお、上海中小企業改革の目標は現代企業制度を設立することである。現代企業制度とは、一般に言えば、近代的な企業制度、つまり、財産権が明確になり、権限と責任が明確に区別され、政府と企業が分離して、科学的な管理が実施されている企業を指すということである。

企業制度における改革、その一つは企業における財産権制度の改革である。もう一つは企業における管理制度の改革である。

財産権制度の改革における、改革の方法は次の通りである。①大企業と連合してその一分社となるのか、あるいは大企業に吸収合弁されるのか、②企業の財産権を、その企業の従業員に売却し、従業員持株会社とする方法。③企業を請負制あるいはリース制を採用し、それを個人にするのか、あるいは集団経営にするのか。④競売方法で企業を売却するが、それは企業の全財産権を個人にするのか、あるいは集団にするのか、あるいは法人

にするのかまたは、いかなる形態でも企業を売却してしまう方法。⑤長期間にわたって欠損額を出し、黒字に転ずる望みもない企業については、法に照らして破産を執行していく方法がある。

管理制度については、以下の問題がある。①科学的で、質の高い効率的な管理機構を構築する。②労働の雇用制度を構築する、③収入配分制度や内部保険・福利厚生制度を構築する。④財務会計、評価、監査などの制度を構築し、企業の改革目標と方式を定める。

第1節 改革の八段階

(1) 1992～1993年の始動段階

1992年から、上海市中小企業の改革がスタートした。上海市は国有大中型工業企業で「転換機制、開放経営、税利分流、税後還貸及び全員労働合同制」など五項目の改革を行った。続いて、商業でも「経営活動自主、商品定価自主、労働要工自主、工資分配自主、投資發展自主、機構設置自主」の「六自主」改革を提出し、上海市企業改革を全面的に開始した。

1992年～1993年まで、閘北区は中小企業改革を先頭に立って歩み出し、中小企業産権（注16）制度改革面で重要な一歩を出した。

1993年年末まで上海市各区の中小企業改革の波が高くなった。

(2) 1994～1995年の試行段階

1994年4月、上海市政府は四つの公文書を公布した。「上海市進行現代企業制度試点的若干意見」、「関与加快和完善市国有、集体企業改制的指導意見」、「上海市国有小企業改組股分合作制試点方法」、「関与進一步發展本市股分合作制企業的若干意見」。（注17）

1994年から、上海市の11区は市関係部門の指導と協力の下で、現代企業制度建設の模索を全面的に始めた。

1994年、上海企業改革は深く進んでいる。企業制度の革新も新しい進展をもたらした。

(3) 1996年の展開段階

1996年、市場経済体制が全面的に推進され、同年、政府は「摺大放小」（小に対する規制緩和）

の政策に続いて国有企業を改革する段階へ進んだ。また全面的に「再就業プロジェクト」を押し進め、中小企業の改革にいい外部環境を作り出すことにした。そして、戦略の重心を企業の内部改革から外部環境調整へと転換した。

1996年5月24日、上海轻工系統の企業でも全面的な改革が始まった。

(4) 1997年の攻堅段階

1997年、国有企業改革は困難な時期に入ったというのは、1997年アジア通貨危機に遭って、上海市中小企業の改革にも影響を及んだ。上海市人民政府は『関与本市放活小企業的若干政策意見』、『上海市完善股分有限公司法人治理結構の暫行規定』、『上海市股分合作制企業暫行方法』、『加快發展本市股分有限公司意見的通知』の四つを公布した。

また、上海市は商業改革を行うと同時に、工業改革の歩みを促進した。

さらに、1997年、上海市は再就業プロジェクトを一層広げた。業種別以外、同年各区県も改革を大きく押し進めた。

(5) 1998年の「並軌」段階（注18）

1998年、上海市政府は二つ重要な通知を公布した：「関与本市鼓励和引導非公有制經濟健康發展若干意見的通知」「与進一步推進国有資本從小企業退出工作的若干意見」。このため、国有企業の大勢の人が失業して、私営企業の発展の重要性を政府に深く認識させることになった。国有中小企業の総体的な制度改革を続ける以外にも、企業全体的な四つ制度転換を試した。第一には、私営企業に対する委託管理である。1998年、上海市にある国有紙製品小企業は赤字で、経営管理の全てを私営企業上海陽光攝影機材有限公司に委託した。第二に、外国メーカーにこれらを買収させた。

(6) 1999年の段階

1999年、国家經濟貿易委員会は中小企業庁を設立した。これにより、中小企業の全国的な管理機関が成立した。

上海市は多種形式で国有中小企業を改革し、業種と所有制に関らず、全市的な中小企業指導サービスをやる機関を設立した。社会化の中で中小企

業サービスシステムの建設を速めるため、担保機関を建設し、中小企業融資難の問題を解決することを目指した。他方、総合的に企業内部の体制改革を推進することとした。

外部環境の建設上、上海市も重要な成果を収めた。「上海市人民政府関与促進本市小企業發展的決定」及び「上海市人民政府関与促進本市小企業發展的若干政策意見」、これは中小企業発展に対する最も重要な政策である。

(7) 2000年の開拓段階

2000年、上海市は中小企業外部環境を整備に力を入れた。同年、上海市政府は「上海市小企業サービスシステム建設試点工作方案」、「上海市促進高新技術成果轉化的若干規定」、「関与吸納下崗和失業人員的社會サービス型小企業種の実施意見」を公布した。

また、上海銀行、国家開發銀行上海分行、中国經濟技術投資担保公司、上海技術産権交易所4家単位連合「小企業金融サービスシステム」を成立した。

以上みたように上海においての国有中小企業改革は1992年～2000年年末まで、8段階経て行われた。収めた成果は次の通りである。第一に、企業を会社に変身させ、直接にマーケットの主体に変えさせること。第二に、優勝劣敗、マーケットでの競争力を高めさせたこと。第三に、資本金を増加させ、財務を減少させることによって、企業の資本の仕組みを合理化させたこと。第四に、人員削減と効率向上によって、生産率を高めたこと。

第2節 国有中小企業改革の三形態と内容

上海市国有中小企業の改革には次の三形態がある。第一には国有制を維持する改革、第二には国有經濟から撤退し非国有になる改革、第三には国家の法律・政策に基づいて、市場を参入する資格を消滅させる改革である。

(1) 国有制を保持する改革

この改革は実質的に所有制に変化がない。改革の形態は株式制の採用であり、規範化された公司制（現代企業制度）を確立することである。具体的には、もとの国有中小企業を国有有限公司（国

有独資会社を含む)、国有株式会社あるいは国有持株支配会社に改編することである。このような改革は、比較的規範化されかつ経営規模が大きく、その製品が市場競争力を有する国有中型企業と一部のハイテク国有小型企業に適している。株式制は行政と企業との関係を規範化することができ、投資者と企業経営者の権利と義務を明確にでき、企業法人経営構造の確立を通して経営方式の転換を実現できる。今回の調査(詳細は第四章参考)によると、楊浦区29.3%の国有中小企業はこの方式を採用して改革を行った。

株式制の採用は、国有中小企業改革の方式であるが、その内実は現代企業制度の確立である。現代企業制度の本質的な特徴は「産権」の明確化・権利責任の明確化・「政企分離」であり科学的な管理を目指すものである。

(2) 非国有化への改革

現在、多くの国有中小企業は、政府の改革に関する「総体戦略(方針・政策・計画・経済構造の調整を包含)」に基づいて、国有から非国有への改革を実施している。すなわち、国有中小企業が集団制企業・私営企業・外国企業との提携等を通して非国有企業に転換することであり、この改革の方式は株式制・株式合作制の採用・売却などである。今回の調査によると、2000年末までに楊浦区国有工業中小企業ですでに改制(所有制改革)を実行した企業は262.2社(調査対象292社)、改革実施率は89.8%であった。そのうち、株式合作制を採用した企業は総数の19.7%、売却は0.5%、株式制は3.1%を占め、以上三つの方式が改制企業総数の20%近くを占めた。

(3) 市場から撤退させる改革

市場主体としての資格を消滅させる改革方式は主に合弁と破産である。一部の国有中小企業で、市場競争力が弱く、国有の性格を変更する条件もなく、売却もできない場合、破産(あるいは合弁)するしかない。それは市場から国有企業を撤退させることであり、経済の発展・市場の活性化に必然的な選択である。

これまで指摘してきた株式制・株式合作制・売却・破産・合弁等の改革方式は現在の国有中小企

業改革の主な方式である。これらの改革は企業の「産権」制度の改革に及ぶものであるから、「産権」制度の改革こそが国有中小企業改革の突破口であるというべきであろう。また、それは「産権」構造の調整を通して企業組織・経営責任・利益配分など多方面の制度に関係する。また国有中小企業の資産活用や新システムの導入、産業構造の優美化に重要な意義を有する。

その他の方式、例えば請負経営・賃貸・委託管理などは、一定の歴史的時期にそれなりの役割を果たしたが、「産権」制度の改革にまでは及ばなかった。単に経営方式の変更をもたらしただけであったので、それらは段階的な改革の構成部分をなす臨時的な対策であったといえる。

第四章 楊浦区中小企業改革の実態と問題点

上海市国有中小企業は長い改革の過程を経て、一定の成果を収めた。同時に、各種の問題を残している。これらの問題点を明らかにするために、上海市楊浦区の中小企業調査に基づいて分析する。楊浦区は国有中小企業、特に第二次と第三次産業が集中する地区であり、かなりの程度普遍性を持っている。

『上海改革』雑誌社、復旦大学哲学科、楊浦区宣伝部と一同、上海市経済委員会政策研究室、上海市経済体制改革委員会企業庁、楊浦区経済委員会など関係部門の協力で、楊浦区の中小企業の状況に対して調査を実施することになった。

本稿は、この調査結果から部分データを取り、その分析を通じて、楊浦区の国有中小企業の改革実態を見ることにする。

第1節 調査対象の基本状況

上海における中小企業の概況について、調査結果から次のことが明らかにされている。産業構造で見ると、卸・小売業が主になっている。こうした調査対象企業の分布は上海市全体の分布と一致している。調査対象企業が上海市全体の現状と合致するように、今回の調査において次のような点

に留意されていた。

第一に、調査対象企業の所有制構造が上海市全体の中小企業における所有制構造と基本的に同じようにする。第二、調査対象企業の産業構造は商工業を主としている。第三に、今回の調査は楊浦区の中小企業における改革の基本的状況を把握し、今後の市・区の改革に参考になるようにするため行われた。

(1) 所有制構造について、対象企業の構成は次の通りである。

表4-1(資料)から明らかなように、国有所有制の企業が約34.4%、集団的所有制の企業が29.5%占め、株式制企業3.4%、株式合作制企業は8.2%。個人企業の比率はかなり低く、また、外資系企業と香港・マカオ・台湾の企業などの投資企業は中小企業の中で、ほとんどない点で、その影響力は無視できるほどである。

(2) 産業構造について

産業分布からみて、中小企業は主として卸・小売業に集中し、次に製造業に集中している。発展傾向からみると、中小企業は不動産業、建設業、社会的サービス業の比率が高くなっていくのではないかと思われる。

(3) 成立時間

調査からみると、新中華人民共和国成立から対外開放改革政策を実施するまでの間に成立した企業の比率は15.7%を占め、1979年から1989年まで17.3%になり、1990年から今まで67.0%、その中、1993年から今まで成立した比率は61.6%に達した。近年来、政府政策とか外部環境とか中小企業の誕生にいい条件を作り出した。

第2節 改革の現状及び過程

今回の分析目的は、当時区所属及び元区所属公有制中小企業改革の現状とその問題を分析することであった。企業改革の実際状況によると、アンケートの主要部分で、三種類の問題が設定された。

「未改革企業回答」、「改革企業回答」と「改革と未改革企業とも回答」の三部分に分けられている。調査対象企業の現状記述をもとに、比較と分析を通して、対象企業にかかれる問題と困難が指

摘されている。改革深化の可能なルートを探すために、以下のデータを紹介する。

(1) 企業制度改革の段階

データから見ると、31.7%の企業はすでに制度の改革を行っている。27.8%の企業の改革は進行中、30.5%の企業の改革はまだ検討(注19)中である。(以上、三つの場合の総合は89.8%)。今まで改革の計画がない企業は10.2%しかない。楊浦区中小企業の発展で、改革は全面的に展開している。

改革計画を持たない企業はこの中で比較的に少ない。分析を通じて、これらの企業の主体は公有制(公的)企業、その中の23.8%は全民所有、64.3%は集体所有ということが分かる。これらの企業で9%近くは区所属の企業である。その原因を見てみると、主な原因は「関連法規政策合わない」「改革難所が多い」(30.9%)、「明確な改革方向がない」(39.0%)、「改革の費用が高すぎて企業は負担しにくい」(37.5%)となっている。この中には企業内部の原因もある。例えば、明確な改革方向が決められていない。また企業外部の原因もある。相対的に見れば、企業外部の原因、例えば適用政策、改革用の経費などは企業改革要因の中で比重が大きい。これは調査企業の特性であり、ある程度企業改革全過程中の代表的事例も示している。

未改革企業は調査の時期でまだ改革に及ばないため、ここでの考察の対象から外す。今回の分析は59.3%改革したと改革中の企業に注目ことにする。

(2) 企業改革の総体過程

調査対象の改革は1984年から始まった、そのあと、改革企業数は増えてきている。ともかく、97.1%の企業の改革は1992年から実施されている。1999年がピーク期である。この年、1999年夏に入ると、改革企業数は急に増加した。(表4-2)この期間改革の企業数の合計は改革企業総数の35.0%を占める。改革全体をみると、中国改革の重点は1984年の都市を中心する経済体制改革から、1992年社会主義市場経済体制の建立まで、国有企業経営方式を転換し、国民経済戦略的調整に合わ

せることだった。その中で実際と目標との偏差もすこしあるが、原因はもっと分析する必要がある。

(3) 企業改革の原動力

原動力の源泉は大体企業内部の要因と企業外部の要因に分けられる。調査でみると、企業改革の原動力は多種多様で、たくさんの要因に影響されるが、全体としては、企業内部より外部の要因が多い。

これから見ると、ほとんどの企業の改革は自覚的に行われたのではなく、外部環境に引張られて改革しなければならないことがわかる。しかし、企業改革中リーダーと従業員の促進する作用も無視することはできない。

(4) 企業改革の具体的目標と方式

調査では、多くの企業が一回以上の改革を行った。改革の目標は「有限責任制」、「株式合作制」「株式制」の導入等、改革の方式は「株式合作」、「連合」、「請負」、「リース」等によるものだった。

また、直接担当者の最適改革目標とその方式についても分類された。客観状況と主観判断の一致性が高い。当時、この点では、区所属企業改革の主な方式は株式合作、改組と請負であった(注20)。マクロ政策と操業技術の影響で、破産と売却は実際にはあまり適用できない。客観的改革目標では、全民所有と集団所有がまだ一定の比重を占める。しかし、部分区所属企業の改革は充分ではなく、現有企業の更新にすぎないことが見えてとれる。

(5) 企業改革に影響する要素

調査で見ると、企業自身の発展と企業職員の権利並びに利益が企業経営者達が改革問題で一番考慮するところであった。上級機関と政府主管部門の意見が重要であり、企業自身の権利と利益の問題は最後とされた。

企業の経営者は自己利益を重視しているが、個人利益と集団利益のうちどちらか一方を単一選択する場合には、まず企業、従業員の利益を考慮することがわかる。当時の経営状況から見れば、企業の経営者はもっと改革を希望している。

(6) 企業改革の効果

企業改革の成果は企業一次改革の目標と方式の最終的な結果、その目標と方式を評価する上で重

要な指標である。分析では、58.3%の企業は本企業の改革効果は普通であるとみていて、有利と不利の評価を出したのは26.7%と15.1%であった。国有企業改革の経験は次のような事実を証明した。即ち、改革しないより改革のほうがいいこと、改革の道はまだまだ長いことが見て取れる。

また、企業改革の効果は企業所有制構成、業種、改革回数、改革目標と関係があった。また、改革方式と改革動力の源泉とは一定の関連がある。改革回数から見ると、回数が多ければ効果が少なくなる。改革の目標から見ると、現代企業制度(有限責任会社と株式会社)と株式合作制度は企業に対し影響が非常に大きい。改革方式から見て、株式合作制、改組と連合は実際には成功率が高い。改革原動力の要因から見れば、企業内部と外部要因が重なる改革の効果が高くなる。上級集团公司と上級政府主管部門に要求されて改革した効果があまりよくない。所有制構成で徹底的な改革は「更新」より良い、所属業種で、第三次産業の改革効果は第二次産業より良いという結果が出されている。

(7) 改革後の企業の変化

以上は改革の効果である。改革は企業にいったいどんな変化をもたらすかという点に触れる。詳しく言えば、「企業重大事務の決定」、「企業経営者の招聘と考査」についての評価度が一番高い。区所属企業の改革影響力が一番大きく、改革が成功している。「収入の確定は多様化し、満足度評価度が高い。企業の過剰人員負担、退職職員の待遇、技術水準、負債情況、課税、社会負担と資産については評価が低い。企業改革の重点と難点を反映している。上級政府主管部門と上級集团公司(集団性企業)との関係は、改革後満足度が高いが、「変化無し」の選択肢を選ぶケースが多い。特に改革後の満足情況と改革前の満足情況は大体同じである。改革後この面でありあまり変わっていない。これも企業改革の難点である。総体的にいえば、アンケートの15問中7項の「変化無し」の選択率は50%近く、改革が企業に及ぼす客観影響は全面的なものではない。大部分の企業経営者は改革がもたらす積極的な変化の評価は普通となって

いるが、満足度が高い。例えば企業経営者の収入確定方法と収入水準、直接担当者主観的期待と企業の実際の状況における差異を反映している。個別の面でマイナス作用は比較的に大きく、例えば、企業の社会負担。改革は慎重に選択と操作すべきということが分かる。

(8) 企業経営者の招聘制度の具体的考察

上述の分析で、企業改革が経営者招聘制度にもたらす変化が最も著しく比較的的成功している。「比較的的成功」というのは、企業経営者の就職ルートを見ると分かる。調査で上級機関からの派遣任命された経営者は最大の比重を占めることが明らかである。相当部分を改革した企業は経営者、特に部門以上経営者を招聘する過程で過去の計画経済時代のやり方を受け継いできた。多くの企業の代表取締役会は名前だけの存在であり、単なる管理制度の名義更新である。だから、「本企業取締役任命」はある程度上級からの任命と変わらない。

(9) 企業経営者の収入状況調査

「改革が企業にもたらす変化」の問題では、企業経営者の「企業経営者収入水準」についての評価があまり高くない。改革後の満足度も低く、改革前とあまり変わらない。調査の結果からみて、貢献度による収入原則を確定した企業も出始めているが、多くの企業の経営者収入はまだ過去の「按劳分配」原則によって行われている。上級政府主管機関の影響力は明らかに低下している。企業経営者の収入確定方式は元より多様化になるが、現代企業の利益分配方式がまだ普及していない。まだ半分の企業経営者は現在の収入確定方式に不満を抱えている、この方式がある程度改善したが、多数者の希望からはまだ遠い。

第3節 企業改革の問題点

国有中小企業の改革は新しい問題ではない。中国共産党の十四回大会で社会主義市場経済を提出してから、共産党の十五回大会で国民経済戦略転換まで、国有中小企業の改革はすでに数年経った。経済学者によると、今日まで、国有企業の産業分布状況は市場経済の要求と距離が遠い現状にある。国有企業が大規模退出する状況はまだ生じていな

い。多くの原因で「企業改革の停滞と行き詰まり」状態になっている。これらの原因は国有中小企業改革の難点になっている。

データの分析を通して、今まで楊浦区区所属企業改革の主な困難を以下のようにまとめることができた。

(1) 中小企業に内在する諸問題

企業の経営自主権が弱い。また、企業自らの独立採算制が弱い。

さらに、企業自らの発展が弱く、潜在力もあまりない。企業自らの規律が乏しい。また、内部の関係がゆがんでいる。「親方日の丸式のやり方」が残っている。

(2) 外部環境に関する問題

企業における外部環境の一連の改革とは、財政・税制や金融、投融资、外国貿易などをめぐるものである。そのためには労働力市場を確立し、労働力の合理的な流動を促進する必要がある。

そのため、政府機能の転換が必要である。しかし、企業をとりまく外部環境があまり変わっていない。たとえば、未だに行政機関はタテわり行政であり、ヨコの行政機関との連絡があまりない。政府の役割が社会主義市場経済と適応せず、また、従来の経済システム管理がなされており、銀行、税務、労働、商工などの部門でも、各部門が自らのシステムを作り上げ、管理に矛盾がある。こうした管理システムは「放小」政策の考え方とは合致しない。

(3) 資金不足と資金調達難

上海の中小企業が頭を悩ます問題は資金不足である。資金不足が原因で倒産する上海の中小企業は、47%にも達している(1997年)。(注21)そして、上海小企業サービスセンターの調査によっても(2000年8月)(注22)、小企業は91.25%が資金不足に陥り、その上、融資の際の担保難が86.25%になっている。また今回の調査中でも中小企業の経営者は「資金不足」が企業を発展させていく上で最も大きな原因となっていることを回答している。「比較的困難」と「非常に困難」は85.5%にも達している。そうした理由で、多くの中小企業が倒産に追やられているのである。以下

では、この資金をめぐる問題を取り上げていく。

第五章 中小企業の資金調達問題

第1節 資金調達難の原因

融資難による「資金不足」について、以下の原因がある。

(1) 短期的な原因。一般的に、経営が困難になって融資難を引き起こしたのか、それとも融資難が原因で経営難になったのか、このことは常に、タマゴが先かニワトリが先か、という論争になっていた。しかし、調査結果が示すように、経営難が先にあって、融資難があるという結果をみると、次のことは明らかである。

(2) 長期的な原因。融資難は一般的に資金における需給構造上のアンバランスがあったといわれている。上海の経済状況からみると、一つには経済発展や経済改革に伴って、産業構造の変動があった、市場に雨後の竹のように企業が創業され、それが一段と人々の意識を大きく変え、中小企業が勃興していることが上げられている。もう一つの問題は既存の中小企業が発展していくための資金需要を満たすようなシステムになっていないことである。例えば、中小企業の融資状況をみると、中小企業への融資は銀行貸付が73%を占め、有価証券などわずか2%にしかすぎない。こうした需要と供給の構造的なアンバランスが一連の不利を出している。これは中小企業の金融資源の欠陥を示すもので、さらには金融市場の欠陥を反映しているともいえる。特に、中国の金融市場において、資本市場の形成が立ち後れていることもあって、株式市場の価値量はGDPの10%以下である。(ちなみに、アメリカや日本などは100%超である。)こうした状況の下で、中小企業が証券市場から直接資金を受け取るのは大変困難である。

(3) 外部要因。外部要因としては、以下の七点にわたる問題が指摘された。

- ① 法的な分野が不足している。それは中小企業の融資を円滑にするための法的な保障が欠けている
- ② 利率・貸付政策に問題がいろいろあった。

銀行は諸手続きが繁雑ということもあり、中小企業への貸付には積極的でなかった。

上海市における中小企業の融資利率は10%以上が57%も占めており、そのうち11%の企業は融資利率が15%以上にもなっている。そして、所有制別の企業でみると、融資利率が一般的に高い企業は私営企業、外資系企業と香港・マカオ・台湾系企業に多い。

③ 国有商業銀行は中小企業に対する貸付を未だ増やしていない。例えば、何故、銀行が融資をしないかといえば、中小企業への貸付に対する管理コストが平均大企業の約5倍ともいわれているからである。そして、貸付手続きをみると、担保設定から、抵当、登記、評価、保険、公証などの手続きが、約三ヶ月間かかるということである。さらに、銀行員における責任問題や金融サービスの知識不足などがある。

④ 中小の金融機関が発展していないという状況がある。特に、四大国有銀行は国内での貸付額を70%以上独占している。逆に、都市商業銀行などの総資産は全国の預金機関にある総資の16.4%しか占めていない(1999年1月)

⑤ 中小企業が融資を受けるには、担保難と抵当難がある。例えば、15万元の建物を担保にして、10万元の貸付に対するコストは約8,040円かかり、手続きの状況を考えるといろいろ問題がある。

⑥ 直接の融資ルートはあまりないといえるのではないか。例えば、株式公開等の証券発行はあまりなされず(全国の上場会社の中で、非国有企業の中小企業が占める比率は3%にも達していない)。そして、私募債(少数の投資家向けに発行される社債)もあまりない状況である。

⑦ 中小企業への社会的なサービスシステムは、あまり整備されていない状況である。それは銀行でも、リスク投資機関でも、中小企業に対していろいろな情報を提供していないということである。

以上、中小企業融資という要因は今後中小企業の発展にとっては大きな課題ではないかと思われる。とりわけ、中国の金融政策が大きな影響を与

えており、従来の金融政策の変更を伴わなければ、中小企業の融資難を解決する糸口すらできないのではないであろうか。このため、中小企業向けの中小金融機関が育成し、特に、地方の中小金融機関を整備する必要があるだろう。

第2節 資金調達問題の解決

上海における中小企業の融資難は、基本的に、国の経済政策の下で、中小企業の位置付けが軽視されていたために生じた。また、金融政策でも、融資政策でもすべて国有企業、とりわけ、国有大企業を中心として実施されてきた。この結果、中小企業に対する政策、とりわけ、融資政策を軽視してきたこと、上述のような指摘になったのである。以下、中小企業の融資問題を解決すべき方策として、二つの考え方を紹介してみよう。

第一の考え方によると、新しい型の融資システムは、行政手段を利用せずに、経済手段を通して調節される。当然、その調節システムは市場システムを通して実施する。

第二の考え方をみると、これまで実施されてきた多くの地方政府が自らの信用貸付担保の計画を実施に移し、それまでの中小企業への融資難を解決するために、担保システムを運営し一定の役割を果たしてきた。

そこで、次のような考え方で、融資問題を解決できるのではないかという提案がなされている。すなわち、中小企業の融資ルートと政府の政策的役割と政府が中小企業に対して情報の提供をすることであり、以下ではこの点についてみておこう。

① 市場環境を整備することについて

中国の中小企業への融資問題は、市場環境を整えることと金融制度を整えることである。そのためには多くの融資ルートと政府の多面的な政策との関連性をもたせることである。つまり、それは中小企業への融資ルートと政府の政策とが対になっているという関係である。

② 政府の情報提供について

政府が中小企業に対して提供できる情報とは何であろうか。それは企業の発展状況や財務報告書である。これらの情報のうち、納税状況から企業

の販売状況（付加価値税、営業税）と利益状況（所得税）などを分析することができる。財務報告書から企業の資産構造、資産の流動的な状況、企業の成長状況など一連の重要な情報を分析することができる。すでに発達した国家の大半がそうしているので、中国も中小企業の経営概況や金融構造の状況を入手し、分析し、公開すべきであろう。従って、政府は中小企業の融資問題について、少なくとも、次の三つの公共財を提供できる。第一に、政府の資金による貸付担保システム、第二に、政府が各種の融資ルートと市場の役割を發揮できる法的システム、そして、第三に、情報サービスシステムである。この三分野の公共財は、中小企業の融資難を解決できる重要なファクターとなるであろう。

以上、中小企業の特徴を認識し、従来の融資についてのあり方を問い、そして、融資難を解決するための二つの提案を紹介してみた。上海市の中小企業における融資問題は、上海市経済にとっても非常に重要な問題である。

第六章 中小企業今後の発展に向けて

第1節 国有企業改革の深化

国有中小企業の総体的な構想は、20世紀90年代初期には「大をつかみ、小を放つ」というように総括できる。90年後期は「開放と活性化」の全面展開、すなわち合弁・貸借・請負経営・株式合作制・株式制・売却等の制度改革に総括できる。今後は次のように総括できるであろう。すなわち「有進有退」、「因企制宜（企業に応じた措置を採る）」「分類実施」、「自由選択」、「支援サービス」である。

第2節 中小企業の競争力の育成

第1点：企業家（注23）を育成すべきである。企業の発展は企業家の成長過程の歴史でもある。（現在、中国の中小企業には本当の意味で企業家が不足している。従って、企業家は企業の成長の中で育成されるべきであろう、と認識されている。）

第2点：企業の発展戦略を確立すべきである。

WTO加盟後、中小企業は国際競争の下で、明確な戦略を確立すべきである。戦略モデルには三つある。一つは製品の企業生産モデルである。この企業モデルは、特殊な製品を提供する企業である。つまり、部品生産に徹する。二つ目は市場を通じて、中国を生産基地の調達センターとし、中国が「世界の工場」となる位置付けで、そこで中小企業を発展させる。そして、三つ目は外資企業の一つのチェーン化に組みこませる（中小企業の戦略は自ら決められない面もあり、大企業や外資企業に対して完成品の一部分に特化することによって、そこで中小企業は生き残れる戦略をもつべきだとしている。）

第3点：核心的な競争力を構築し向上すべきである。競争力の資源は、ヒト・モノ・技術・サービス、企業文化などである。特に、製品のライフ・サイクルは短命化し、経営は日々グローバル化する中で、企業の競争の成功は新技術であり、新製品の開発であり、新たな市場の開拓などの能力である。

第4点：ブランド品を自ら構築すべきである。ブランド品は国際市場の手形である。従って、企業は市場において顧客の満足を得ることであり、そうした経営姿勢をもつべきである。（企業は市場で顧客の満足を得られるかどうか、そこが基本であるべきだと指摘している。ブランド品は市場が作るものであるが、企業はそれに対応できるシステムが作れるかどうかであろう）。

第5点：中小企業は家族企業が多く、その組織形態でもって今後も発展できるかどうか。中小企業の発展問題と家族企業の組織問題は今後の中小企業を育成・発展していくさいに解決せねばならない問題であろうと思われる）。

第6点：企業の凝集力を強化すべきである。企業の凝集力は自らの経験を総括し、外国企業の経験をよく学ぶことから得られる。特に、日本の企業は終身雇用に基づいた昇進制度など以外に、経営者が従業員の転職が多く、例えば、1年以内に3分の2が離職している。

以上、WTO加盟後の中国経済の下で、特に、中小企業の競争力はそれなりにいろいろ対策を取っ

ていけば、かなりの発展ができる。

第3節 失業（下岡）問題の確実な解決

過剰人員も計画経済時代の産物である。昔はすべての人が職に就くように計画が作られていた。100%の就職率こそ社会主義であった。それで、中国では、30年近く、「低給料、高就職率」の政策を実施していた。（注24）その結果、本来1人でやる仕事は3人、4人でやるようになり、いわば企業内失業の状態が作られた。改革以降、企業は合理化を進め、余剰人員の問題は一段と深刻化している。最近中国では「下岡」（レイオフ）労働者数が急増し、大きな社会問題となりつつある。この実質失業の急増は、一方では国有企業の合理化によるものであり、他方は産業構造の変化に伴う企業の統廃合に原因がある。つまり、古い産業が市場競争により淘汰され、その従業員が新しい産業に従事できる知識を持っていない場合、就職が難しいという問題である。

失業対策として、政府は財務から失業手当を出しながら、再就職を促しているが、再就職に必要な訓練施設や手段などを通じて、「下岡」中の労働者に新たな就職技能をマスターしてもらい、再就職できるようにサポートしている。上海を例としていうと、市政府のほうは、再就職に必要な訓練施設を設置するだけでなく、職種を拘らなければ48時間内再就職させるということまで保障している。しかし、再就職の職種からみれば、第三次産業の仕事が圧倒的に多い。そういった業種に就職したがらずに、「下岡」生活を続ける人も少なくない。

長期的には、産業再編による構造調整が必要であるが、これには巨額の投資と時間がかかることはいうまでもない。したがって、当面の失業対策として、財政措置による生活保障と再就職支援策などが、社会の安定上非常に重要な役割を持っている。去年から中国では税収の増加が議論の対象になり、一部の人は税収増加が経済の足を引っ張っていると主張した。しかし、失業対策の角度から見た場合、社会保障制度が不完全な中国では、税収をベースにした財政補助が資本主義経済なら公

共投資で行われるかなりの部分をカバーしているのもまた事実である。これを根本的に解決するのはまだまだ先のことであろう。

終章 まとめと今度の課題

以上、この論文では上海市中小企業の発展について、主として、楊浦区の国有中小企業改革を中心に上げてきた。上海市中小企業の発展、現状、および問題点などについて考査して展開してきた。

従来国有工業を中心に発展してきた上海地域で、国有中小企業の比重が高い。上海市国有中小企業の改革は上海市中小企業の発展に大きな影響を与える。1992年～2000年年末まで、上海市国有中小企業改革は八つの段階を経た。その中で、1996年以前は企業内部の改革を中心として行われた。1996年以降、政府は「摺大放小」（小に対する規制緩和）の政策を続いて国有企業の改革に踏み込んだ。また全面的に「再就業工程」、中小企業の改革にいい外部環境を作り出して、戦略の重心を企業の内部から外部に転換した。

これらの努力を通して、改革は以下の成果を収めた。第一に、企業を会社に変身させ、直接にマーケットの主体に変えさせること。第二に、優勝劣敗、マーケットでの競争力を高めさせたこと。第三に、資本金を増加させ、財務を減少させることによって、企業の資本の仕組みを合理化させたこと。第四に、人員削減効率向上によって、生産率を高めたこと。

また、上海市楊浦区を対象として分析した。分析を通じて、楊浦区の国有中小企業改革の実態について考査した。整体上見れば、上海市国有中小企業の改革は成功したと言える。上海市成功の経験を纏めて見ると、第一、多種多様の改革方式を模索したこと。企業も実際によって、最適の方式を選択する。その中で、株式合作制、改組と連合三つの方式の成功性が一番高かった。第二、改革の回数。一回だけではなく、企業の不足を発見し、改革を深化しつつである。第三、政府の支持。これが上海市中小企業改革の最も成功なところとも

言える。政府部門は中小企業の発展を促進するために、政策と外部環境の面で支持する。以上の経験は中国の中小企業改革にも参考になる。

改革は順調に進むけど、残っている問題もたくさん存在している。企業内部の不足、外部環境、及び資金調達の問題などである。特に中小企業発展用の資金問題は深刻化している。これから、中小企業に有利する金融政策の打ち上げるとか、金融担保機関の成立とかまた中小企業自身の信用能力向上などを通じて、これらの問題の解決に努力しなければならない。

最後まとめというと、第一に、世界規模の通信網であるインターネットの普及によって、中小企業はどのように革新能力向上すること。第二に、中小企業改革中、人材招聘と戸籍問題。第三に、地域関連産業の中小企業で、改革はどんな特徴をもつかなどの問題が浮上しはじめてきた。

これらの問題について今度の課題にしたい。

注：

注1) 「從数字見中国」（人民中国2003年9月10日）

注2) 国务院『中小企業標準暫行規定』2003.3.24

注3) 「个体戸」は日本の自営業者とあたる

注4) 「郷鎮」は日本の「町」ないし「村」に当たる行政単位

注5) 「中国統計年鑑」「企業法全書」

注6) 中国社会科学院経済研究所『経済研究』2001年第1期

注7) 中国社会科学院経済研究所『経済研究』2001年第1期

注8) 株式合作制は第三章第2節を参考する

注9) 張昌采 2001年

注10) 長期間にわたって欠損額を出し、黒字に転ずる望みもない企業については、法に照らして破産を執行していく方法がある

注11) 中国の文化大革命の時期、全国挙げ起業することを励ますということ。今から見れば、これは錯誤の指導である。

注12) 「県」は日本の「市」ないし「町」に当たる行政単位

注13) 「三資」は合弁、合作、独資を指す

注14) 『関与中国上海中小企業発展情況』 第八次中小企

業APEC会議材料 2001.8.30

- 注15) 付建華主編『上海中小企業發展戰略研究』上海財經大學出版社、25～30ページ参考。
- 注16) 市の末端行政にあたる区機関に属する町工場
- 注17) これに関連する用語について指摘しておく。「国有資産」は、国家が法に基づき取得および認定した資産で、国家による種々の形態での企業投資、投資収益および行政事業体への資金供給等によって形成される資産である。「産権」とは、財産の所有主体が所有する財産に行使できる一切の権利の総称であり、所有権・占有権・支配権・使用権の四項の権利を包含するが、日本での財産権とも異なる。
- 注18) 孫強他著『面向未來的選択』2002年6月
- 注19) 「並軌」の意味は「一本化」
- 注20) 「改組」は企業再編の意味
- 注21) 付建華他編「上海中小企業發展戰略」
- 注22) 丘華柄主編「中小企業融資通」(中国経済出版社 2001年)
- 注23) 企業家は経営者と管理層のことを指す
- 注24) 劉国光他著『中小企業融資』(民主と建設出版社 2002年1月) 庠建国『国有企業過剩就業分析』(経済科学出版社 2002年89～93頁)

参考文献一覧

- I 日本語文献
- 西川博史 谷源洋『中国の中小企業改革の現状と課題』(日本図書センター 2003年)
- 塚本隆敏『現代中国の中小企業』(ミネルヴァ書房 2003年4月)
- 塚本隆敏「中国における中小企業の諸問題」(『中京商学論業』 2002年2月)
- 塚本隆敏「中国における中小企業の諸問題と政策課題」(『中京商業論業』 Vol.47, No.2)
- 塚本隆敏「中国における中業企業白書をめぐって」(『中京大学中小企業研究』 No.22 (2000年12月))
- 三井逸友『現代中小企業の創業と革新』(同友館 2001年)
- 中村秀一郎『21世紀型中小企業』(岩波書店 1992年)

II 中国語文献

- 付建華 韓文亮『上海中小企業發展戰略研究』(上海財經大學出版社 1999年)
- 孫承叙他『面向未來的選択——上海市中小企業体制改革研究報告』(復旦大學出版社 2002年)
- 呂国勝『中小企業研究』(上海財經大學出版社 2000年)
- 上海市統計局『上海統計年鑑』(2002年)
- 上海市統計局『上海經濟統計年鑑』(2002年)
- 陳乃醒主編『中国中小企業發展与予測 (1999)』(国家經濟貿易委員会中小企業司 中国社会科学院中小企業研究中心編 民主と建設出版社 2002年6月)
- 林汗川 魏中奇「中小企業の界定与評価」(『中国工業經濟』2000年7月号)
- 劉近松「米国的中小企業技術革新」(『中国中小企業』 2001年11～12月号)
- 周皓「日本中小企業立法对我国的啓示」(『中国中小企業』 2001年11～12月号)
- 王振「中小企業与中国的經濟發展」(『學術季刊』 上海社会科学院 2001年第4期)
- 胡小維「中小企業現状不容樂觀」(『中国中小企業』 2000年10月号)
- 李永水他『中国中小企業』(2002年)
- 光零著『中国中小企業融資問題研究』(黒龍江人民出版社 2001年)
- 胡暹『中小企業融資：信用担保』(『經濟管理』 2000年)
- 馬文勝他『建立和完善中小企業的担保体系』(『經濟管理』 2000年)

- 周叔蓮 謝智勇「加入WTO和我国中小企業的発展」
（『中国工業經濟』 2001年12月号）
- 馬文勝他『建立和完善中小企業的担保体系』
（經濟管理 2000年）
- 殷繼佐 周振華『上海經濟發展藍皮書』
（上海社会科学院出版社 2000年4月）
- 誼国辰 李文龍『中小企業改革和發展回答』（經濟科学出版社 2002年）
- 金培「論企業競争力の性質」
（『中国工業經濟』 2001年10月）
- 周叔蓮「略論提高我国企業的競争力」
（『經濟管理』 2001年第3期）
- 曹建海「企業競争力研究的幾個問題」
（『經濟管理』 2001年第3期）
- 「讓中小企業火起來」
（『經濟管理』 2000年）
- 丘華柄主編『中小企業融資通』
（中国經濟出版社 2001年8月）
- 劉国光 楊思群『中小企業融資』
（民主与建設出版社 2002年1月）
- 李 強「上海市中小企業融資報告書」
（2000年8月）
- 灼偉東 陳風潔『中小企業現代經營』
（東北財經大学出版社 2002年7月）
- 李俊明『<中華人民共和國中小企業促進法>积義及实用指南』
（中国民主法制出版社 2002年7月）
- 中山健『中小企業のネットワーク戦略』
（同友館 2001年）
- 李永冰他『中国中小企業』
（2002年）
- 光零著『中国中小企業融資問題研究』
（黒龍江人民出版社 2001年）
- 胡遲『中小企業融資：信用担保』
（經濟管理 2000年）

<参考資料>

表 1-1 企業規模の分類基準の例

業種別	従業員数 (人)		売上額 (万元)		資産総額 (万元)	
	小	中	小	中	小	中
工業	300以下	300~2,000	3,000以下	3,000~30,000	4,000以下	4,000~
建築業	600以下	600~3,000	3,000以下	3,000~30,000	4,000以下	4,000~
商業	100以下	100~500	1,000以下	1,000~15,000	—	—
交通業	500以下	500~3,000	3,000以下	3,000~30,000	—	—
サービス業	400以下	400~800	3,000以下	3,000~15,000	—	—

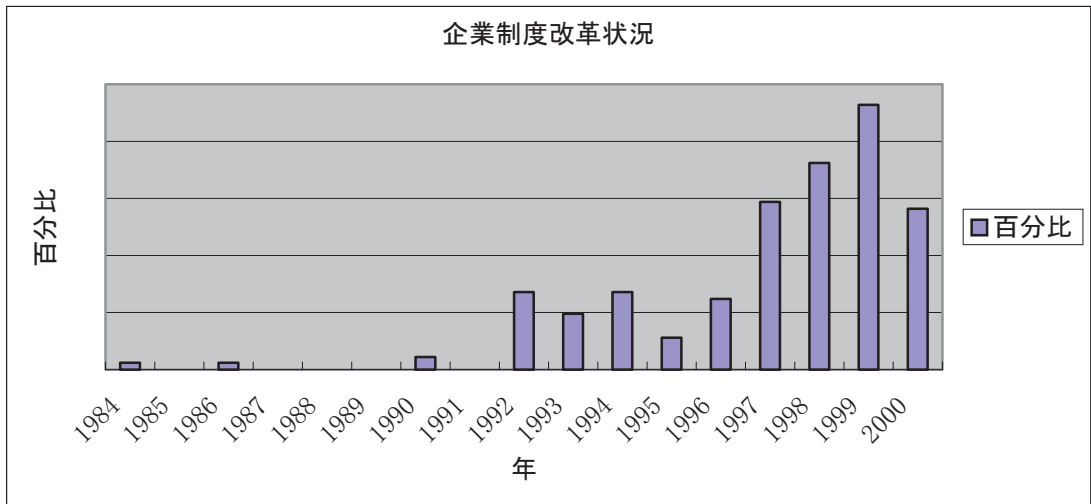
出所：『中小企業標準暫行規定』 2003-3-24

表 4-1 調査対象の基本状況

業種	製造業	13.1%	成立時間	1952-1978年	15.7%
	建築業	6.7%		1979-1989年	17.3%
	交通運搬業 倉庫業	0.7%		1990-今まで	67.0%
	小売業	39.5%		その内、1993-今まで	61.6%
	飲食業	4.7%	所有制構成	国有	34.4%
	不動産業	10.1%		集団所有	29.5%
	社会的サービス業	3.7%		個人独资	0.5%
	その他	21.5%		股分合作	8.2%
損益	益	40.3%		股分有限	3.4%
	損失	19.4%		有限責任	21.8%
	損失	40.3%		その他	2.2%

出所：『面向未来的選択』（復旦大学出版社）

表 4-2 楊浦区企業改革の状況



出所：上海市楊浦区宣伝部などの調査より筆者作成